

令和7年度第2回東大阪市社会福祉審議会児童福祉専門分科会 議事要旨

日 時	令和8年2月17日(火) 10時～11時30分
場 所	総合庁舎22階会議室
出席者	(社会福祉審議会児童福祉専門分科会委員) 安城一郎、井上寿美、植田淳子、中城貴文、西岡剛司、安田秀夫  (事務局) 子どもすこやか部 岩本・川東、子育て支援室 大川 子ども見守り相談センター 高品、保育室 赤穂、子ども家庭課 藤原 施設給付課 樽井、施設利用相談課 坂根、保育課 野村 地域支援課 三木、施設指導課 木下
議 題	1. 令和8年度 新規認可施設について 2. その他
議事内容	(開会) (会長が急遽欠席のため会長代理挨拶) (新任委員挨拶)  ○事務局 <b>議題【令和8年度新規認可施設について】</b> ・恵果こども園(幼保連携型認定こども園へ移行) 新たに1号定員(3、4、5歳児それぞれ1名ずつ)、合計3名を新たに受入れ予定 ・進修第二幼稚園(幼保連携型認定こども園へ移行) 新たに1号認定(3、4、5歳児それぞれ20名ずつ)、2号認定(3、4、5歳児それぞれ15名ずつ)、3号認定(1歳児5名、2歳児10名)、合計120名を新たに受入れ予定  ○会長代理 皆様の確認やご意見いかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは次の案件にまいります。議題のその他について4件ございます。1件目「乳児等通園支援事業実施施設一覧」について、2件目「虐待等の事実確認に関する報告」について、3件目「こども家庭センター」について、4件目「子どもの権

利条例」についてです。2件目の虐待等の事実確認に関する報告についてと3件目のこども家庭センターについては、当日紙媒体の配布資料があり対外秘で会議後回収となります。また、2件の議事録の公表内容は、事務局と調整の上、公表とさせていただきますがよろしいでしょうか。それでは1件目の乳児等通園支援事業実施施設一覧について事務局よりご説明お願いいたします。

○事務局

**その他1【乳児等通園支援事業実施施設一覧について】**

・乳児等通園支援事業実施施設一覧について説明

令和7年9月に東大阪大学附属幼稚園からの認可申請があり、実施施設が計12園となる。

○委員

誰でも通園制度の申込みは12か園ですが、年齢について2歳児が多いと思います。この制度は6か月から満3歳に到達した年度末まで利用できますが、市として2歳児が多い傾向をどのように把握されているかお聞かせいただきたいです。

○事務局

学校法人が運営する園で誰でも通園制度を実施していただくというところで、どうしてもプレ保育、プレ幼稚園をしているところがあるので、2歳児が多くなっていると思います。0、1歳児も定員として設定いただいている園もありますが、人手の関係があり、可能な範囲の定員受入れ設定をお願いするので、このような数字になっているかと思います。

○会長代理

今のご説明は、2歳が多い理由だと思います。ご質問は、このような結果について東大阪市の誰通をどう考えているのかということだと思いますので、補足をいただけたらと思います。

○事務局

この制度が、子どもの育ちをサポートする視点の事業になるので、やはり0、1歳の発育よりは2歳の発育の方が園としても対応しやすく、子どもの育ちという視点で事業を受ける時に、2歳になっていると思います。0、1歳については一時預かりも利用者が多いと思いますので、一時預かり事業との使い分け

もあると考えています。

○会長代理

子どもの集団の育ちを考えると、2歳が多いことは大きな問題にならないと理解させていただきました。

○委員

全国でも2歳が多い傾向があります。ただ国の目的、目指すところは、就労の有無に関わらず全ての子ども達が出来ただけ入園出来ることだと思います。

この制度の対象が6か月からなので、6か月から満1歳の誕生日を迎える、所謂働いておられるお母さんから見たら、産休、育休終了が満1歳になるかと思えます。その6か月を市の各59ある民間保育園や公立園にこの制度を活用しながら満1歳の時にスムーズに保育園に入れる流れがあると預ける部分の抵抗も低くなると思えます。理想ですがどの月に生まれても1歳の誕生日を迎えたら、近くの保育園に入れるとなれば出産される女性においては、安心して職場復帰が出来ることに繋がると思う。出生数が非常に下がっていますが、この問題点が女性において抵抗があり中々産めないことになっていると思えます。

昔からある幼稚園のプレスクール、2歳のプレスクールは自前でずっとやっておられたものを、こども誰でも通園制度の助成をいただく中で運営しやすくなるという現実があります。新たにこの事業が生まれ、幼稚園の2歳児、満3歳児、年少さんが入園する前のプレスクールを始めだしたわけではないです。こども誰でも通園制度を事業として活用出来るようになったので、より運営しやすくなったと思えますが、保育園側からすれば元々プレスクールのようなものがないので、この参加園数が少ないのも、まだ事業の内容をしっかりと活かせない問題点が全国的にあると感じています。

○会長代理

利用される保護者の方達が、今の制度の中で、6か月からというお声が出てきた時に市としてどのように対応するかということを検討いただけたら委員のご意見も反映されると思えます。利用金額について、1時間あたりの金額のみ記入されています。時間を見ると、お昼を過ぎての時間帯で利用される方もおられると思うと、おやつ代や給食費はどうなっているのかと思いました。

○事務局

利用金額以外に給食代やその他実費でかかる分の金額を設定されている園も

ございます。利用金額については、1時間300円程度ということで国も示しております。それ以外については、特に国から示されたものはなく、実際、園で1食あたりいくらかと設定されておりますので、その金額を保護者から徴収しております。おやつ代や布団代を実費で徴収している園もございます。

○会長代理

給食費はいくらで、この園の場合は布団代がいくらかも、一覧でお示し出来るのでしょうか。

○事務局

令和8年度以降について、重要事項説明書に記載し、利用前に保護者にご提示、説明をするという基準が条例上定められていきます。それ以前についても事前面談をされている園がほとんどです。その中で利用金額についても各園でご説明いただいております。

○会長代理

東大阪の場合、家の場所から選べる園がいくつかあると思います。面談の時に初めてお金のことをお聞きになるよりは、一覧として布団代はいくらと分かった方が親切だとも思います。そのようなものは不要でしょうか。

○委員

これは誰でも通園制度の一覧ですが、保育所では一時預かり等もあり、一時預かりの場合は例えば1日2,500円食事代を含むという形でご案内をしていたりします。細かい金額を出すとなると、施設によって細かく出すところもあれば、含めると書くところもあり様々です。表示のルールがあれば統一されると思います。こども誰でも通園制度を利用される場合は、お電話をいただき、お越しいただき、サービス内容の確認があると思うので、いきなり来られてすぐに利用するものではないです。事前説明は各園でされ、料金の説明をする流れだと思います。ただ12か園程なので、市全域からすれば家の近くに園があるわけではないです。地域的にも偏っている部分もあります。こども食堂や学習支援においても東大阪はAからGリージョンまでありますが、満遍なく中学校区や小学校区に1箇所ずつあった方が、市民の方としては利用しやすいと思います。子ども・子育て会議でも発言していますが、そのような募集の仕方は市の案内としてなかったもので、あった方がいいのではと仰せいただきました。ただ法人の経営状況があるので尊重したいという市からの回答もあったかなと思います。市民の立場からすれば非常に偏っており、

数が少ないです。理由としては、先程申し上げた問題点があるので、もう少し踏み込んでこのサービス内容を市としてどう考え繋げていくかを私どもは民間の立場ですが、民間とも連携して広げていくことが必要だと思います。利用料金においてもこの事業をするにあたり、人件費等の補助も少ないです。この事業をしっかりとしようと思えば、もっとお金が必要ですが、事業の内容、つなぎ方として満1歳入園を目指すには、今0歳児の募集が0ばかりですが切れ目のない子育てを支えることが大事だと思うので、東大阪のこども園、保育所が地域に根付いた形でこども誰でも通園を6か月から満1歳までお預かりが出来て、育休が終わり1歳を迎える時に、近くの教育内容、保育内容が良い園に保護者の方が選ばれて入園できる流れをつけることが一番いいのではと思います。そのつなぎとして、このような事業を活用されるのが保育所側からすれば一番いいのではと思います。

#### ○会長代理

心配していたことはさほど問題ではないことが分かりました。これからもっと充実させていく必要があると思います。それを官民共同でという形でお話がありましたので、是非双方が歩み寄りをもって話し合いを重ねながら、更に充実する取り組みにさせていただけたらと思います。それでは、引き続き案件の2件目の「虐待等の事実確認に関する報告について」を事務局より説明願います。

#### ○事務局

#### **その他2【虐待等の事実確認に関する報告について】**

- ・児童福祉審議会等への報告等について

令和7年10月1日から児童福祉法・認定こども園法の改正により、教育・保育施設において虐待を受けたと思われる園児を発見した者は、その旨を所管行政庁へ報告しなければならないという通報義務の仕組みが出来た。（あわせて、「保育所や幼稚園等における虐待の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」記載の所管行政庁が通報を受けてから、情報収集や事実確認、虐待の有無の判断や安全確保措置、児童福祉審議会等への報告までの流れ、虐待の状況の定期的な報告・公表、虐待の判断プロセスについての説明）

- ・虐待等の事実確認に関する詳細報告（2件）

1件目については、虐待の事実は認められなかったが、文書による改善指導を

行った。2件目については、現在調査中であり次回の本分科会での報告となる。

○委員

平成 12 年に社会福祉基礎構造改革、民間の参入が大きく広がりました。社会福祉法人としても規定を改める必要があり、社会福祉法 82 条、苦情解決、第三者委員会等の制度が出来てしばらく経ちますが、このような苦情解決にあがらずに、いきなり市の担当課や警察等、それぞれが事案を見たうえで専門性と組織性の問題の中でこのようなことが起こると思います。普通の母でも言い過ぎた、やりすぎたということはありませんが、保育福祉の現場で、職員の接遇、処遇が乱れるのは、まずは言葉、声、ボリューム、耳で聞こえてきます。次に目で見えるものだと、環境で子どもの福祉に関してお金をかければ、ハードウェアは良くなりますが、大事なのは、ソフトウェア、ヒューマンウェアの部分です。自分の保育技術を含め、脳科学も進歩して、ピアジェの認知発達理論やエリクソンの心理社会性の発達、ボウルビイの愛着の理論も裏付けが取れてきているので、メタ認知しながら自分の技術、専門性を高める人達の集まりだといいますが、やはり組織性が雑になり、倫理が歪みこのような現れ方をすることが残念と思います。事案 2 は調査中ですが、恐らく現場の職員が言えず、組織性の問題だと思っています。第二種事業の保育であっても、このような案件が出ると、調査という手間がかかります。児童相談所設置を目指していますが、第一種事業の調査となればもっと難しくなります。このようなことが起きれば法人としてどう判断するかになると思いますが、児童相談所設置を目指しているのであれば、管理監督の訓練を市もやらざるを得ないです。とにかく、重い内容だと思ったうえで、しっかりとしていただければと考えています。

○会長代理

苦情申立てがどこに行ったかという行先から考えて、単に一個人の問題ではないという捉え方が必要で、組織性という言葉で言っていました。今後の対応として、一個人の資質の問題で終わらせてはいけないと思います。

○委員

園の事例を聞かせていただきましたが、保護者の方も非常に言いにくかったと思います。通報という形も大変勇気がいりますし、保育現場として、先生方が働かされている環境について、毎日ストレスや色々なことが溜まってきて

いる中で、不適切なことが起きてくる事実もあるのかなとも思います。現場クラスの職員と事務所における施設長や主任先生との連携や、つまづきをキャッチ出来る体制作りを改めて確認しないといけません。もっと現場の先生の気持ちにも寄り添えられるような関わり方も必要と感じました。保護者の方々も通報内容について、思っておられる方も多くいるのかもしれないと受け止めながら、どれだけ日々行っている保育を保護者の方へ可視化し、伝えていける手段や、お子さんを一緒に愛情を注いで育てている内容について行事を作って共有する等、利用者にもっと知っていただくような伝え方も考える必要があると感じました。改善案としてマニュアルやチェック項目をされるということも書かれていますが、私も同じ施設長の立場で考えた時に、保護者のメンタル面や体力的なところ、精神面的な部分が大丈夫か確認する手段をもっと作る必要があるということと、保護者の方々に園の理念を可視化し、理解を深める関係づくりという2点が必要だと思います。

○会長代理

園側としてこのような事案が起こっている背景に何があるかを見て、今後どのように対応を進めていくことが良いかというご助言もいただけた気がします。各園が苦情解決のフローのようなものを、どのような形で保護者さんへお示しされていたのかを、調査された時に確認されたと思いますので、教えていただければと思います。

○事務局

どの園も同じ形と思いますが、苦情、その他申立てできる窓口を園の中で定めています。例えば主任保育士に相談し対応出来ない場合は園長先生にすること、その他に第三者委員もございますが、その辺りの周知は入園するタイミング等でされていたと思います。委員からご意見がありました通り、直接市に入るパターンも過去から実際多くあります。今回、児童福祉法の改正により通報義務として所管行政庁に入りましたので、市にされることもあれば、保護者としては、府へ一報入れることも想定されます。そのような場合、府から市へ情報提供があり所管行政庁として、本市が動く形になり、保護者としてはどこに通報してもよいということになります。

○会長代理

聞きたかったのは一般論より、それぞれの園がどのような形でお示しになっ

ていたかということです。色々な園のものを拝見するとHP上の目につくところに苦情解決のシステムがあったり、重要事項説明事項の中でも図として示してある園、そして訪問させていただき玄関に入ると、まずこのようなシステムで苦情解決をやっていますと貼っている時もあります。システムは整えておられると思います。保護者さんが身近なものとして、使えるように周知されていた園なのかどうかを、個別具体的にお尋ねしたいです。

#### ○事務局

今回の2園について、園に入って入口にあったかどうかの確認は出来てませんが、重要事項として保護者への説明はあり、他のタイミングでどのような周知をしていたかまでは聞いておりませんが、入園のタイミングで周知されていることは確認しております。

#### ○会長代理

システムが整い府や市でも色々なところに連絡が入るのは、システム上可能ということですが、委員おっしゃったようにもっと手前で、園と保護者さんが職員も交えて話し解決できることもあると思った時に、システムが整うことにより何でもここに言えばよい、そこで本来必要なソフトの人間同士の問題解決の力が削がれていく心配をしております。単にフローを示していればよいとかいけないということではなく、何を一番大事に苦情解決しようとしているかについて園のスタンスにもつながると思い、質問しました。

#### ○委員

苦情解決の部分でほとんどの民間園は、府から配られている第三者の苦情解決ポスターがあり、苦情解決委員ということで3人の委員を書かせていただいております、電話番号もあり、保護者がポスターを見て委員に電話できることが掲示されていると思います。また園では意見箱を置き、お手紙を入れられる形もとれるようにしております。1番は事務所にいる園長や主任の方に、先生、少し話があるから聞いてもらえるかなと来ていただける形が理想ですが、そのような3つの手段が通常あると思います。市も当然監査でお越しいただきますので、そのような質問も聞いてくださいますし、どのような苦情があったか等、当園でもお見せしており、内容を確認いただいています。カスハラという言葉が今非常に広がっていますが、銀行等へ行ってもポスターが貼られていると思います。保育園の方でも府からポスター作りをしていただき、弁護士の監修も入っていただき、当園でも第三者の苦情のポスターの横

に、カスハラのパスターを貼っています。やはり色々な苦情を受けたら職員は委縮しますし、園で働きづらくなります。そのようなことが頻繁にあると現場としてもやりにくくなるので、保護者の方も相談いただくことはもちろんいいですが、行き過ぎた暴言や圧力がかかる脅迫じみた内容を出来るだけ我慢いただきながら、お互いに苦情として聞き入れるような関係作りを同時に求めていくことが、保育園でも考えていく必要があると思っています。研修等もあれば非常に有難いです。

#### ○委員

カスハラの話までありましたが、自分が直接サービスを受けるのではなく、子どもが受ける構図は、保育者側も私達が代わりにやっており、もう少し母にこうして欲しいという葛藤でぶつかることはあると思います。先程の苦情解決の流れも要望や苦情の線引きは難しく、苦情ですと札を立てれば、受けても苦情だと受ける側になりますが、福祉サービスをしているところは、完璧ではないので、出来るだけ第三者委員会に出さぬように拾う姿勢に差があると思います。医療看護からの言葉ですが、感情労働、自分の感情を加工して他人に働きかける対人的な仕事に含まれるので、もしノンバーバル、表情言語、言葉の言語、その後に、行為、態度ですが、この辺りを技術的に使っているのか、荒っぽくなっている場合は、本当は保育士の先輩後輩、組織の集団の中で指摘しあい、風通し良く何のためにやっているかという倫理性ではなく価値も言えるような組織性があれば、このような問題は遠ざかりますが、どうしてもこのようになることもあり、東大阪市では起こっていませんが他で、保育士の大量退職のようなことがあるのはリーダーの理事長、園長や組織性の何らかの問題があるから起こります。そこまでいくと一番肝心な子ども達が大変になるので、その前に手立てを取ってほしいと思います。

#### ○会長代理

福祉現場で働く方々の状況を普段からよくご覧になっており、今後どうしていくのが市として目指すべき方向なのかという非常に貴重なご助言をいただいている気がします。これを制度に載せてフローにこう書きますということは出来ない話ですので、是非進めていく時に何を大切にしながら子どもの福祉を考えるかを、本日いただいたご意見は特に大事にさせていただけると有難いです。次の案件に進めてもよろしいでしょうか。それでは、3件目のこども家庭センターについて事務局よりご説明をお願いします。

○事務局

### その他3【こども家庭センターについて】

・令和8年4月スタートするこども家庭センター（仮称）の設置目的について  
東大阪市こども家庭センターは、従来のこども家庭総合支援拠点（本市においては子ども見守り相談センター）と子育て世代包括支援センター（本市保健センター）の有する機能を活かしながら全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへの相談支援を行い、妊娠、出産、子育てに困難をかかえる家庭を出来る限り早期に発見、把握し、母子保健と児童福祉が両機能の専門性と強みを活かして、切れ目ない子育て支援と虐待予防を円滑に進める組織を目指す。

・本庁部門の役割と体制

児童福祉機能を担うこども家庭センター本庁部門を置き、東・中・西地区ごとに相談支援チームを編成、要保護児童対策地域協議会の事務局を置き、児童福祉にかかる業務を司る。

・保健センターにおける役割と体制

乳幼児健康診査や妊産婦訪問等ポピュレーションアプローチを担う保健センターに、児童福祉の担当者を配置し、母子保健事業や相談対応に児童福祉の視点を入れ、子育てに不安を抱える家庭やリスクの高い可能性のある家庭に早期に気づき、本庁こども家庭センター児童福祉部門への迅速で的確なつなぎを行う。

○委員

私はこれについて賛成です。1つ前に進むという意味で。恐れているのは、その後の児童相談所設置の方です。まずはここの部分をしっかり固めれば児童相談所のブランチ的な機能になります。しかしもう一段進む児童相談所は、本当に複数のネガティブな要因、データが東大阪市では多いです。それに介入していく想像をしてみてください。夜の10時を過ぎて、厄介なお家に介入していくソーシャルワーカー、ケースワーカーの姿、これ程心理的な負荷はありません。そして対立や、48時間以内に分離、すごくタフでエネルギーがかかります。私はこの事業を確実にやり、東大阪市は子ども家庭福祉については、着実に安全運転でやっていきますという方が望ましいとも思います。とにかくこれは頑張って進めていただいて、児童相談所設置を否定するわけではないですが、心配ですという意見です。

○会長代理

先日の社会福祉審議会でも非常に児相設置について、否定するわけではないが本当に大変なので、しっかりとやってほしいというご意見を出して下さっていました。児相が設置されれば、運営上はとても大変になり、その時点で子どもが何かの負荷を背負っているという状況を考えると、今ご説明いただいた前段階のところでこども家庭センターをしっかりと運営し、その上で児相ということになれば、より充実した東大阪市の子ども家庭福祉になっていくというご意見です。毎回とても思いが伝わってまいりますし、これに対し皆様がこのように考えていますという期待、希望、もちろん質問もですがお声をお聞かせいただけたら有難いと思います。

○委員

少子化で子どもが少ない中で育てていくにはやはり、お母さんが働かないといけない時代で、子育てのためにはこのような安心して子どもを預けられる保育所があるということは、お母さんも安心して仕事も出来ると思います。本日は知らないことを多くお聞かせいただき参考になり、我が地域の中でも子育て頑張っている方がいらっしゃいます。やはり東大阪市として住みよい市ということで、若いお母さん方が子育てと仕事を頑張っていたらいいなと思います。

○会長代理

議題の総括のような、こども誰でも通園制度、保育所の有り様、子どもへの対応職員の関係、園との関係をどうするか、そして市として下支えしていくようなこども家庭センターの組織図を示していただきました。安心して子育て出来る街ということについて、これがうまく動けば進んでいけばというエールも送っていただけたようなご意見でした。

○委員

東大阪市が児童相談所を設置される大きな目標があるわけですが、出産されてから家庭的に少ししんどいなというところを、早期発見、助けてあげられるような家庭がどこかということを見切れ目なく見ていかなければいけないと感じています。園でも、所謂虐待通報でこども家庭センターの方が来られて、お母さんが迎えに来られた時には、子どもがいないという流れが私も何回かありました。その段階までにその家庭のことを、どれだけ知っていたかなというところがあり、保育園に入園する前から色々な問題があり、子ど

もが安全に生まれ育つということが中々難しいと想像出来た時に、こども誰でも通園制度の目的の中に、虐待になるお子さんのケアや、発見というのにも必要と謳われています。ですので先程こども誰でも通園制度の実施園について、0歳児の利用枠が全て0というのは、その目的が全く果たせていないと思います。特に児童相談所を作られる東大阪市としては、この誰でも通園制度をしっかりと6か月から、近隣の園でその家族が利用しないといけないような、1歳半検診や3歳半検診のようにある程度義務化されて訪ねて利用しないといけないことがあると、来た家族は子どもの体の状態や親子関係の状態が保育園で確認出来るので、こども家庭センターや児童相談所と連携が図れますが、6か月から満1歳まで来られない家庭が私の園の近くであれば、そこはどうなっているのか、東大阪市では在宅支援も力をこれから入れられると聞きますが、そこにアプローチをかけていき大丈夫か確認出来れば、保育園に預けてからこの子は通報しないといけないことに至るまでの何年間、何か月よりもっと早くに危ないということに気づくことが出来るのではと思います。先日の社会福祉審議会でも発言しましたが、もう少しそのような通報案件を確認していただくと、もっと早くというものがあると思います。私も経験した一人として、この合同ケース会議がどのようなものか分かりませんが、虐待を受けたお子さんがその後、家庭に返されて保育園に通われます。その後定期的なケース会議として各小学校の先生、保健所の方、私どもの先生方が集まる場もあります。そこで何人かの事例を見て感じたこと等を現場の声として吸い上げていただくと、もっと早くこの段階でこのようなシステム、このような機関があれば早くに助けられることがあったという声が上がると思います。そこをもっと聞いていただくと、他市より優れた児童相談所により近づくのではないか。ポイントは早期の家庭確認が一番大事だと感じていますので、そのようなシステムがこの組織イメージ図には具体的に書かれていないと思うので、実際は細かくなっていると思いますが、そこまでイメージを持っていただいているかなと感じました。

#### ○会長代理

この資料が会議後回収になりますので、細かなところはこれから詰めていけるのかなと思います。早期にどれだけリスクが高いご家庭に、私達が気づき、そこに色々な関わりが生まれるのか、そのシステムの一つがこども誰でも通園制度であり、お示しいただいているこども家庭センターの組織を福祉

と保健が一緒になることだという思いを、早期に如何に東大阪市から虐待リスクの高い家庭を減らしていくかというところで、多くのご意見を頂戴したと思います。これからもっと詰めていかれると思いますので、本日の委員の皆様のご意見を是非反映いただき、次年度の会議には回収ではない、決定した資料をお示しいただければ皆様も安心されると思いますし、それが東大阪市の子ども達のために繋がると思います。最後にもう1つ子どもの権利条例についてのお話を事務局からいただくことになっておりますので、ご説明よろしくをお願いいたします。

○事務局

### その他3【子どもの権利条例について】

・令和9年度中を目標に子どもの権利に関する条例制定を目指す  
制定を目指すにあたり、市の附属機関として、子どもの権利に関する条例制定審議会を発足。（計18名、市民公募は4名で内2名は子どもを養育されている保護者の方、後の2人は18歳から25歳の若者、更に1名を加えた計5名が市民となる。第1回目の審議会は令和8年2月19日。）

○会長代理

ありがとうございます。内容はこれからということですが、単に権利条例、児相を作れば終わりでは無いというところを委員の皆様、そして事務局の皆様とも共有しながら今後東大阪市の児童福祉が進んでいくことを期待したいと思います。

（閉会）